

令和元年第3回

高森町議会9月定例会会議録

令和元年9月12日開会

令和元年9月20日閉会



高森町議会

9月12日(木)

(第1日)

令和元年第3回高森町議会定例会（第1号）

令和元年9月12日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

6番 芹口 誓彰君

7番 立山 広滋君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （9日間）

自 令和元年9月12日

至 令和元年9月20日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月12日（木）	本会議	議案審議・説明・質疑・付託
9月13日（金）	本会議	一般質問
9月14日（土）	休 会	
9月15日（日）	〃	
9月16日（月）	〃	
9月17日（火）	〃	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
9月18日（水）	〃	
9月19日（木）	〃	
9月20日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 6号 高森町教育委員会委員の任命について

日程第 5 認定第 1号 平成30年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 6 報告第 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第 4 6 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 4 7 号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第 4 8 号 高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 4 9 号 令和元年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 1 1 議案第 5 0 号 令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 2 議案第 5 1 号 令和元年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 1 3 議案第 5 2 号 令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 4 議案第 5 3 号 令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 1 5 議案第 5 4 号 令和元年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 1 6 議案第 5 5 号 令和元年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 1 7 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|---------|------|----------|
| 1 番 | 後藤 巖 君 | 2 番 | 津留 智幸 君 |
| 3 番 | 後藤 清治 君 | 4 番 | 牛嶋 津世志 君 |
| 5 番 | 後藤 三治 君 | 6 番 | 芹口 誓彰 君 |
| 7 番 | 立山 広滋 君 | 8 番 | 本田 生一 君 |
| 9 番 | 田上 更生 君 | 10 番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

- | | | | |
|-------|---------|---------|----------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 副 町 長 | 本田 敦美 さん |
| 教 育 長 | 佐藤 増夫 君 | 総 務 課 長 | 沼田 勝之 君 |

生活環境課長	後 藤 健 一 君	会 計 課 長	古 澤 要 介 君
健康推進課長	野 中 裕美子 さん	住民福祉課長	佐 伯 実 君
建 設 課 長	東 幸 祐 君	農林政策課長	荒 牧 久 君
税 務 課 長	丸 山 雄 平 君	政策推進課長	田 上 浩 尚 君
教育委員会事務局長	馬 原 恵 介 君	T P C 事務局長	岩 下 徹 君
住民福祉課審議員	後 藤 一 寛 君	政策推進課課長補佐	岩 下 雅 広 君
総務課課長補佐	今 吉 輝 子 さん	健康推進課課長補佐	津 留 大 輔 君
総務課総務係長	住 吉 勝 徳 君	総務課財政係長	代宮司 猛 君
建設課審議員	野 尻 光 也 君	代表監査委員	古 庄 良 一 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	安 藤 吉 孝 君	議会事務局主査	衛 藤 千 佳 さん
--------	-----------	---------	------------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（後藤三治君） おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

議会定例会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

令和元年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方には、御多用中にもかかわらず、御出席いただき誠にありがとうございます。

特にイベント等が多かったこの定例会までの間に、議会の議員の皆さまも風鎮祭をはじめ、多くの町のイベントに御参加、そして御理解いただきましたことに関しまして、御礼を申し上げたいというふうに思います。

また、高齢化している当町では、この気候の急激な変化等々で町民の皆さまも、大変体調の管理には御苦労なされたのではないかなというふうに思っておるところでございます。

さて、御承知のように9月14日に熊本地震からの復旧として、俵山ルートが全面復旧をいたします。これは本当に一言では言い表せないような喜びがあるのではないかなというふうに思います。関係者の皆さま、国土交通省の直轄事業でなされた職員の皆さま、本当に24時間体制だったと思いますので、御礼を申し上げたいというふうに思います。また、同時に阿蘇大橋の完成はそうでございますが、国道57号線の復旧に関して、ようやく明確な、来年度中にすべて復旧するというのが発表なされたところでありまして、これは北回りルートも含めまして、2020年度にはすべてJR豊肥線も含めて、元に戻るということでございますので、いよいよそこから以降がスタートになるのではないかなというふうに考えているところでございます。南阿蘇鉄道に関しましては、一番最後でございまして、2022年度でございます。これから白川第一橋りょうの橋りょうの架け替え、これが一番時間がかかる仕事でございまして、しっかり安全対策を怠らず工事を進めていきたいというふうに考えております。

同時に先般の、9月の7日・8日に高森町消防団の皆さんの御決断によって、消防団からの災害復旧のお返し、そしてボランティアというところで、佐賀県武雄市に当町の消防団の林団長を筆頭に、幹部の皆さまが2日間行っていただいたようでございます。当町のほうも当然一緒になりまして、若い職員さん、本田副町長を団長にして一緒に行ってボランティア活動をしてきたところでございます。

御報告と代えさせていただきたいと思えます。

今定例会で御提案いたしております案件は、同意、認定、報告がそれぞれ1件、
条例改正及び補正予算等の議案10件、計13件でございます。

御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げ、御挨拶と代えさせていただきます。

○議長（後藤三治君） どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第3回
高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤三治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番 芹口誓彰君、7番
立山広滋君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（後藤三治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、9月9日に行われました議会運営委員会において、本日から
20日までの9日間と決定しておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から20日までの
9日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤三治君） 日程第3、諸般の報告を議題とします。

6月定例会後に行われた諸般の報告を、委員長及び監査委員からお願いします。

まず、議員の派遣等について議長が報告します。

8月21日から23日にかけて、阿蘇市町村議長会研修が開催され、各市町村議長
とともに、山梨県北杜市の八ヶ岳ツーリズムマネジメント、長野県塩尻市の県野菜
花き試験場、同県小布施町の町並み散策、群馬県富岡市にある世界遺産、富岡製糸

場の視察研修を行いました。

詳細については、後日発行の議会だより「絆」で報告いたしますが、八ヶ岳ツーリズムマネジメントにつき紹介させていただきます。この取組は、山梨県北杜市、長野県富士見町、原村の3市町村で組織され、誇れる観光地域づくりと定住自立圏を形成し、住んでよし、訪れてよし、住みたいまちの実現に向け、観光面を通じて事業を推進されております。この事業推進のため、一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメントを設立され、ステップ1では合意形成、官民連携、広域連携地域づくり。ステップ2では交流人口増加に不可欠な地域住民の巻き込み。ステップ3では国内外来訪客受け入れ、環境整備を図られております。熊本地震発生後、3年半が経過しようとしている世界の阿蘇の創造的復興を目指す阿蘇郡においては貴重な研修であり、阿蘇デザインセンターを核とした取組の推進に期待するものであります。

以上で、議員派遣等の報告といたします。

次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いします。

産業厚生常任委員長 佐伯金也君。

○産業厚生常任委員長（佐伯金也君） おはようございます。

6月議会から閉会中に産業厚生常任委員会が活動しました内容について、報告をさせていただきますと思います。

まず、8月22日に、建設課、農林政策課の所管しております、現在進行中、または終了しております事業等の視察を行っております。視察先といたしましては、上色見にございます西原前原線の工事の進捗状況、それに町内含蔵寺線にあります工事の終了した、その後の状況等、それに農林政策課の新規就農者の方が頑張っておられるハウスの現場、高森町が所有しておりますアグリセンター、大きなショベルカー等を購入しております。今回の議会にも提案されておりますが、新規車両の購入等も計画されておるということで、アグリセンターの稼働状況等についても委員で視察をいたして、その場でいろいろと意見を述べてきております。その内容につきましては、後日TPC、またポイントチャンネル等で皆さま方にも詳しく報告をしてまいりたいと思います。

それと9月5日。産業厚生常任委員会、それに総務文教常任委員会も一緒でございますが、全員で歳入についてももう少し詳しく知ろうと、財政について詳しく知ろうということで、勉強会をいたしております。その後、私たち産業厚生常任委員会は午前11時から所管する課、建設課、農林政策課、住民福祉課、健康推進課、そ

それぞれの課長、係長等を委員会室にお招きをいたしまして、今議会中に提案してございます、監査の意見書についても勉強をさせていただきました。いかに財政を預かる課が大変か、その歳入について、各担当課が責任を持って事業を進捗しておるのか、どのような効果を期待してやっていくのか、そういうことも含めて9月5日の日に委員会の中で議論をいたしました。その場で8月22日に現場視察をいたしました、その視察先の現状等も踏まえて、今後のことも考えて議論をさせていただきました。

いろいろと事業をなされておりますが、先般からありました、公共的施設のあり方検討委員会でもありましたが、箱物施設同様に様々な事業についても、やはり今後10年後、15年後に後悔をしないように、あの時ここまでやっておけばよかった、あの時この事業については縮小しておけばよかったということがないように、より慎重に住民または受益者の皆さんたちの意見を聞いて、受益者の協力が無い場所について事業については、速やかにその事業を撤退する。そのくらいの勇気を持って、今後産業厚生常任委員会も進んでいきたいと、そのように話が出ております。今後どのような事業が出てくるか、まだまだ分かりませんが、産業厚生常任委員会といたしましては、随時、委員会、現場視察等を行い、皆さん方に寄り添う政治に心がけていきたいと思っております。

以上、委員長報告といたします。終わります。

○議長（後藤三治君） 次に、議会運営委員会の報告をお願いいたします。

議会運営委員長 芹口誓彰君。

○議会運営委員長（芹口誓彰君） おはようございます。6番 芹口です。

閉会中の議会運営委員会の活動について報告いたします。

8月5日午前10時から委員会を開催し、9月定例会の日程について協議し、9月12日から20日までの9日間で開催することに決定いたしました。

また、9月9日に委員会を開催し、9月定例会での議案の取り扱い、議会終了後の議会報告会の開催について審議いたしました。議会報告会は、10月に高森地区、色見地区、草部地区、野尻地区の4か所で、各地区全議員出席し開催することに決定をしております。開催日、時間等につきましては、後日町民の方に文書にてお知らせすることにしております。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（後藤三治君） 次に、議会広報特別委員会の報告をお願いします。

議会広報特別委員長 牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君） おはようございます。

議会広報特別委員会の諸般の報告をいたします。

議会広報特別委員会の活動について、報告いたします。

議会広報「絆」、第74号の編集につきまして、6月定例会の最終日に御報告申し上げましたが、6月26日に第1回編集委員会を行い、以後計5回の委員会を開催し、8月6日、皆さまのお手元へ発送いたしました。

今回からは、広報委員のメンバーが一新いたしました。広報委員は、なかなかほかの委員会よりも人気がないので、どうしても新しい議員さんたちが入ってくるということになっております。今回は新しい議員さんが参加されて、広報委員長、私1人が経験者で、あとは議長の応援を受けながら編集等を行っております。なかなか、難しいところがございますが、ぜひ目を通していただきたいというふうに考えております。

議会広報絆、第74号の内容は、4月の統一地方選挙後に選出された議員の議会構成と、6月定例会での主な補正予算の事業概要と、議案に対する質疑応答、一般質問を5名の議員が行いましたので、要点を記載いたしました。その他、常任委員会での審議内容と、臨時会での議事内容、最後に全国町村正副議長研修内容と、熊本県選出国會議員への要望活動の報告を掲載いたしました。

次の議会広報の編集作業は、今9月定例会後に行います。75号からは、町民の声を記載いたします。指名された方は、忌憚のない御意見をお願いいたします。

以上で、議会広報特別委員会の諸般の報告といたします。

○議長（後藤三治君） 次に、監査委員の報告をお願いします。

監査委員 立山広滋君。

○監査委員（立山広滋君） おはようございます。7番 立山です。

監査委員からの諸般の報告を申し上げます。

平成30年度高森町一般会計及び特別会計6会計につきまして、古庄代表監査委員と8月20日から9月3日までの10日間、決算審査を実施いたしました。後ほど、意見書に基づき古庄代表監査委員から決算の認定について、詳細な説明が行われます。

また、例月出納検査を実施しましたが、正確な事務処理がなされていたことを御報告し、監査委員からの報告といたします。

○議長（後藤三治君） 以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 同意第6号 高森町教育委員会委員の任命について

○議長（後藤三治君） 日程第4、同意第6号、高森町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第6号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

現在、本町教育委員会委員の二子石敬喜氏は、平成23年10月から現在まで、教育委員会委員として本町の教育行政に御尽力、御協力をいただいているところでございますが、本年9月30日をもって任期満了となるため、その後任として阿蘇郡高森町大字芹口634番地、工藤寿恵氏を任命するものでございます。

同氏は、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見高く、教育委員として適任者であります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項では、未成年者の保護者が含まれるようにしなければならないとされております。教育委員会委員の任命については、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

御審議いただき、御決定下さいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから、同意第6号、高森町教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後藤三治君） 起立全員であります。どうぞお座りください。

したがって、同意第6号、高森町教育委員会委員の任命については、同意するこ

とに決定しました。

-----○-----

日程第5 認定第1号 平成30年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（後藤三治君） 日程第5、認定第1号、平成30年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について、監査意見書の説明を求めます。代表監査委員 古庄良一君。

○代表監査委員（古庄良一君） おはようございます。監査委員の古庄でございます。

ただいまから、先に配付いたしておりました監査意見書に基づき、できるだけ簡潔に申し上げたいと思っておりますので、しばらくお時間を頂戴したいと思います。

平成30年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査については、議会選出の監査委員、立山広滋氏とともに、また補助者として事務局職員を従いまして、10日間にわたり審査を行いました。

1ページをお開きください。

審査の概要につきましては、まず審査の対象、平成30年度高森町一般会計歳入歳出決算、以下9項目について審査をいたしました。その期間といたしましては、8月20日から9月3日までのうち、10日間行いました。

審査の方法といたしましては、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から提出された平成30年度歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用に関する調書について、決算の計数は正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財政運営が健全であるかなどについて、公有財産、基金、物品の管理について留意しながら、帳票、証書を精査するとともに、必要な資料の提出と併せ担当職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

次に、2ページをお開きください。

審査の結果、平成30年度一般会計及び特別会計の決算は、第1表のとおりでございます。審査にあたっては、前述の手続きにより詳細に審査した結果、違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳簿、証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認をした。また、予算執行及び収入事務の処理については、適正であることを認めました。第1表が歳入歳出決算額状況でございます。

次に、3ページをお開きください。

まず、一般会計について申し上げます。歳入について、歳入決算額の状況並びに

自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりであり、歳入総額は49億4,329万3,000円で、その主なものは地方交付税、国庫支出金、町税となっております。

主な歳入については、款別に前年度との増減の状況を見ると以下のとおりでございます。歳入総額において1億7,229万7,000円、率にして3.4%の減であります。自主財源は、前年度に比べ5,408万6,000円の減となっております。依存財源は、前年度に比べ1億1,821万1,000円減となっております。

次に、6ページをお開きください。

歳入状況を主な款について述べると次のとおりであります。町税は、調定額6億3,609万9,000円に対し、収入済額5億6,722万円、不納欠損額119万5,000円、収入未済額6,768万4,000円で、収納率は89.2%、前年度は89.3%となっております。収入済額においては、前年度と比べ1,027万9,000円の増であり、主な増額分は町民税であります。

次に、8ページをお開きください。

第10款地方交付税、地方交付税は普通交付税、特別交付税、合わせまして20億6,288万9,000円、決算構成比は41.7%となっております。自主財源に乏しい本町においては、貴重な一般財源になることは違いありません。

次に、9ページにいけます。

歳出について申し上げます。歳出決算額は47億5,368万4,000円で、第6表のとおりであります。前年度に比べ1億4,957万9,000円、率にして3.1%の減であります。この主な事業内容は次のとおりであります。第1款の議会費から第12款の諸支出金の内容については省かせていただきます。

次に、11ページをお開きください。

本年度の不用額は1億1,503万2,000円で、前年度1億1,837万円と比較して、333万8,000円の減であります。予備費を除いた不用額は1億1,145万3,000円で、大部分が執行残によるものであるが、先に予測できない修繕費や扶助費等を除けば、補正による対応で不用額を減らす努力も必要であると思えます。

次に、予算流用について申し上げます。容易な流用が見受けられ、流用については十分留意されることを強く望みます。予備費充用については、違法な充用は見受けられず、やむを得ないものであったと思われましても、今後は特別な緊急の

場合を除き、補正で対応されることを望みます。予備費充用の推移は、次の第7表のとおりであります。

次に、収支の状況ですが、最近3カ年の収支の状況は第8表のとおりであります。平成30年度の実質収支は1億6,272万円であります。また、単年度収支はマイナス1,894万2,000円で、基金積立金538万1,000円、取り崩し3,229万7,000円、実質単年度収支はマイナス4,585万8,000円となっております。これにつきましては、次の12ページの第8表を見ていただきますと詳しく分かると思います。

次に、財政運営についてですが、15ページをお開きください。

文章の末尾でございますが、以上のとおりで、計画性、弾力性、積極性の3つの観点から見てきたが、本町の財政運営については実質収支比率5.9%、経常収支比率91.7%、財政力指数0.24、実質公債費比率5.8%と厳しい中、執行者が真剣に取り組み、努力されてきたことを伺い知ることができます。

しかし、この中でも経常収支比率90.7%は、決して良好な状態ではなく、標準値としては75%以下が望ましいとされています。本年度は、前年度と比較して3.5ポイント上昇しております。この要因は、普通交付税の大幅な減少にあることであるが、今後一層の努力を望むものであります。

次に、17ページをお開きください。

起債の状況に入ります。表の末尾を朗読させていただきます。平成30年度末の起債元金の残高は45億6,971万6,000円であります。また、平成30年度の償還額4億7,290万3,000円のうち、充当された一般財源の額は4億4,315万9,000円で、約93.7%の充当率であります。なお、平成30年度末の起債残高は45億6,971万6,000円、内訳は政府資金40億5,798万1,000円、その他5億1,173万5,000円、政府資金の割合は88.8%となっております。

次に、特別会計に移らせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計です。18ページをお開きください。

歳入は第14表のとおり、総額は11億3,307万8,000円、対前年度比としては9.3%の減であります。なお、歳出については、第15表のとおりでございます。歳出総額は11億2,235万2,000円、対前年度比は9.7%の減であります。

また、保険事業としては、住民健診以外に医療機関に委託した個別検診の導入

や、結果に基づき2次精密検査を導入、節目年齢を対象とした人間ドック助成事業など、保健指導対策は図られているが、より一層健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上に努められるよう要望します。このことにより、疾病の主要因である生活習慣病の発生予防、重症化予防が図られ、住民の健康意識も高まり、ひいては医療費の削減へとつながるものと思われま。現在実施されている若年層からの健康づくり対策、併せて健診、保健指導の早期介入、疾病の重症化予防のさらなる充実を図り、医療費の節減に努められるよう要望するものであります。

次に、21ページの後期高齢者医療特別会計に移らせていただきます。その決算状況は第18表、第19表のとおりでございます。以下、御覧いただきたいと思ひます。

次は、22ページの介護保険特別会計です。1人当たりの介護給付費は第22表のとおりであり、平成29年度と比較すると、認定者数は減少しているものの、1人当たりの介護給付費は上回っております。今後、1人当たりの介護給付費の抑制にさらに努力されるよう願ひしたいと思ひます。

次に、24ページの簡易水道事業特別会計ですが、歳入総額は2億1,114万7,000円で、対前年度比19.6%の増であり、第23表のとおりであります。歳出総額は2億1,441,000円で、対前年度比25.8%の増であり、第24表のとおりであります。水道使用料の未納額が730万4,000円、対前年度比11.9%の増であります。善良な加入者の使用料負担に対する公平性を考慮するとともに、未納対策を十分に検討され、本事業がスムーズに運営できるよう努力されることを強く望みます。

次に、農業用水供給事業特別会計に移らせていただきます。

本会計は、基金の運用益収入を唯一の財源として運用されており、国の金融対策、農業用水供給施設の維持等、長期的見地から財政運営に特に配慮する必要があると思ひます。

次に、鉄道経営対策事業基金特別会計でございます。

本会計も基金運用益収入が唯一の財源であり、今後の財政運営に十分な配慮が必要であると思ひます。

また、南阿蘇鉄道は災害後、現在、中松までの運行であります。いろいろなイベントを開催し災害復旧・復興に努められています。今後は、町長さんをはじめ、議員の皆さん、強い政治力を発揮され、一日も早い復旧・復興を期待するものであります。

次は、資金運用状況について申し上げます。

平成30年度の各会計の資金運用状況は27ページ、第29表のとおりでございます。以下、御覧いただきたいと思ひます。

29ページをお開きください。

資金運用については、すべて良好に行われております。

次に、30ページの基金の状況について申し上げます。地方自治法第241条第1項前段です。これは特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられていますが、いずれも法令条例に基づいて適正な管理が行われていることを確認をいたしました。また、各基金の決算年度末現在高は第30表のとおりであります。

次は、財産の管理状況に関する意見書について申し上げます。

有価証券出資による権利及び債権の管理運営状況は良好であります。今後においても、公金預金の管理運用は、自己責任が前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で債券運用を含め、確実かつ有利な管理運営に努めていただきたいと思ひます。

次に、備品の管理は、一昨年から電算システムの構築及びデータの登録は完了している現状であります。したがって、そのフォーマットを利活用することにより、備品登録、廃棄、配置換え等も容易になり、担当者の事務の軽減につながるものと思われまひます。備品は町の財産、言い換えれば町民の財産であり、使用及び管理については、慎重に対応されることを強く望みまひます。また、現在使用されていない備品及び耐用年数の経過した備品については、検証し廃棄するなど整理をされたい。

それから、車両管理でございます。一般公用車は29台、公用車の管理については、担当課は車両管理には十分注意を払い、使用者が自分の車両と同じような意識を持つよう指導するとともに、公用車の徹底管理を行うこと。さらに、使用者は交通安全に十分注意していただきたいと思ひます。

次に、公共施設についてですが、公共施設あり方検討協議会において、引き続き指定管理者対象施設をはじめ、各地域に設置されている生涯学習センター等の検討が行われる予定であり、より良い成果を期待するものであります。

次に、基金運用状況について申し上げます。

本件については、地方自治法第241条第1項後段の部分でございます。定額の資金を運用するための基金が設けられております。本町においては、該当する基金は高額療養費支払資金貸付基金と、熊本県収入証紙等購入基金の2つがあります。

法令並びに条例に基づいて、適正に効率的運用がなされているか、計数に誤りがないか、また基金の目的に沿った運用がなされているか。審査の結果、いずれも適正な運用がなされていることを認めました。

それでは最後に、結びに入ります。

平成30年度高森町一般会計及び各特別会計の決算状況並びに基金の運用状況、財産の管理状況については、前述したとおり、計数に誤りなく、奇異な点も見受けられず、適正に処理され、また関係書類も整理されており、会計経理は正確である。また、各事業とも、ほぼ計画どおり執行され、成果を収められたことは執行部の努力と議会の適正な判断、さらには町民の努力によるものである。

ここで、一般会計及び特別会計について、総合的に気付いた点について述べる。

ハード事業としては、その主たる事業は、道路維持、道路改良事業、公共土木施設災害復旧事業等である。

ソフト事業としては、明るい街路灯補助事業、くまもと国際マンガCAMP事業、平成30年冬巡業大相撲阿蘇高森場所事業、子ども医療費助成事業、高森町介護予防地域支え合い事業、特別健診事業、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、有害鳥獣駆除助成金事業、地域におけるIOT実証に関する事業、自主放送番組事業等、多くの事業を成し遂げられ、町長をはじめ、担当課において大変な苦労があったことと察する。併せ、職員間の国・県補助の密な情報共有、ふるさと納税の活用等で、町民の資産源につながるよう職員の斡旋に期待するものである。

このような中、予算決算の状況を見ると、平成30年度繰越明許は7件の7億9,801万4,000円となっている。この繰越事業はほとんどが補助対象事業であり、これらを確保された実績を評価するものである。事業遂行については、単年度遂行が原則であるが、国・県の補助金支給決定の遅れ等により、やむを得ないと推察される。

また、経営状況を見ると、安易な予算流用、予備費充用が見受けられ、緊急災害復旧対応等、緊急の場合を除き、補正対応が原則であり、担当職員の一層の努力を望む。

次に、税等の対応については、本年度の収納状況を見ると、町税の本年度分収納額は前年と比べ上回っている。その主な要因は、町民税である。過年度分については、不納欠損処分が実施されており、一般会計35件、119万4,886円、国民健康保険特別会計16件、732万7,041円となっている。これは合法的な

手続きにより行われ、やむを得ないと思うが、税負担の公平及び歳入確保の面での影響が大きいので、不納欠損を出さないよう、慎重かつ適正な事務処理を行い、債権の確保に万全を期されたい。

平成30年度からは、機構改革により税務課に国保税を含めた税収納係を設置、現在、滞納整理システムを取り入れ、税納収納事務を実施されている。今後、スムーズな収納事務を期待するものである。

また、平成10年5月に発覚した、元職員による国保払戻金等の着服事件については、今日においては過去の事件のようで、今や頓挫しているように見受けられ、本件は計画的な犯行行為であり、年月は経過しても許し難く、不祥事の賠償請求は今後とも遅滞なく継続、実行されることを強く望みます。

決算の基本は、日々の会計処理が大事である、このことは平成29年度決算審査報告で指摘しましたが、担当課においては、5年未満の職員を対象に、財務会計を中心とした実務研修を実施されていることは評価します。今後においても、継続されることを望みます。

終わりに、今後さらに住民の要望にスピード感をもって対応し、財政運営の改善に一層努力され、総合的な施策の効率的執行を図り、健全財政の確保に努められ、本町の発展と福祉の向上に寄与されるよう、慎重な対応と特段の努力を切望し、平成30年度決算審査意見書といたします。

長時間、御静聴ありがとうございました。

○議長（後藤三治君） 監査意見書の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番 牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君） 4番 牛嶋です。

ただいま、監査を受けました中で、不納欠損が約1,000万円ありますね。これは合法的な手続きによりやむを得ないということですが、これはもう少し分かる程度で説明をしていただけるならありがたいと思います。

○議長（後藤三治君） 税務課長 丸山雄平君。

○税務課長（丸山雄平君） おはようございます。4番、牛嶋議員さんの御質問についてお答えいたします。

まず1,000万円ぐらいと言われましたが、一応こちらに書いてある金額でいくと850万円ほどになると思いますが、その内訳としまして、今回不納欠損にいたしました主なものについては、ほぼ執行停止3年を経過したものというものがほとんどになります。執行停止処分については、国税徴収法第153条、地方税法第

15条の7に定めがありまして、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく急迫させる恐れがあるとき、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、そういう状況の方につきましては、執行停止をいたします。執行停止後3年を経過いたしましたら、法令上、不納欠損にしなければならないという規則がございますので、それに基づいたものでございます。今回の場合ですと、国保税については732万7,041円のうち、ほとんどですが、執行停止による処分が687万6,341円、約95%ぐらいは執行停止で、処分によるものが3年経過したものであるということで今回上げさせていただいております。

以上です。

○議長（後藤三治君） ほかにありませんか。4番 牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君） 4番 牛嶋です。

もう一つ確認ですが、その不納停止執行が3年を経過しての措置ということですが、その不納停止者は現在も高森町におられますか。今も継続してまたそういう不納が続いていますか。そこを確認したいと思います。

○議長（後藤三治君） 税務課長 丸山雄平君。

○税務課長（丸山雄平君） 自席から失礼いたします。牛嶋議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど、監査報告でもございましたとおり、税務課のほうに昨年からの収納係というのができまして、こちらのほうに滞納整理支援システムを導入させていただいております。これによって執行停止については、財産処分に関するところで滞納者の財産状況等を確認をしまして、その分で、先ほど申し上げた内容に該当する方は、執行停止となります。その後3年を経過した者の中で今回は上げさせていただいておりますが、滞納整理支援システムの中にまだ取り込みができていないものがあったりするといけませんので、その分については今精査させていただいております。該当者につきましては、まだ3年を経過していない方もいらっしゃいますので、これ以外にもまだいらっしゃいます。

以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。1番 後藤巖君。

○1番（後藤 巖君） 1番 後藤です。

7ページをお開きいただきたいんですけども、この第5表の町税の収納状況でございます。この中で、一つお聞き止めしたいことがございまして、この収納の未収

者の件数、これが平成28年、平成29年、平成30年と全部出ておりますが、件数がこれ増加しているということが、この表に表れております。これにつきまして、税収納係とか設置とかされてはおりますが、この増加傾向につきまして、一言、今後どのような形で対応されるかとかいうところを説明いただければと思います。

以上です。

○議長（後藤三治君） 税務課長 丸山雄平君。

○税務課長（丸山雄平君） 失礼いたします。1番議員さんの御質問にお答えいたします。

増えている状況につきましては把握しております。常に滞納者については発信をしております。督促状、催告状を基に、可能な限りは職員が出向いて説明等も差し上げておりますので、今後このように増えていかなないように指導も含めてやっていこうと考えております。

以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はございませんか。6番 芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） 6番 芹口です。

財政係長にお尋ねをしたいと思います。まずは監査意見書の15ページでございます。15ページの下段のほう、4の実質公債費比率の中で、下から2番目でございますけれども、読みますと、依然として本町の財政構造の硬直化が強いられている中、今後さらに地方交付税等の削減が予想されるので、徹底した行財政改革を行い、危機感を持って財政の健全化に取り組む必要がある。また、義務的経費、物件費、補助費などの経費節減や、借入金の繰上償還を実施し、経常一般財源の確保とともに、可能な限り積極的な財政を堅持していくよう特段の努力を強く望む、というふうにされております。ほかの項目について見ますと、努力をされたりとか、また特段の努力を強く望むといった表現でございますけれども、この項目に限っては、特段の努力を強く望むという強い表現がされております。このように財政構造の硬直化に対しましては、監査委員さんはやはり特に強い懸念を示されている、その表れだろうというふうに思っております。

そこで、こういった財政構造の硬直化に対して、今後どのような財政運用をされていくのか、財政係長の考えをお聞きしたいと思いますし、またこの中で繰上償還等の実施についても記述がございますけれども、この借入金の繰上償還、これは今、財政運用上、安易にできるのかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（後藤三治君） 財政係長 代宮司猛君。

○総務課財政係長（代宮司 猛君） おはようございます。芹口議員の御質問にお答えします。

監査意見書の15ページのほうに、その上の財政構造の弾力性ということでお話がありましたけれども、財政構造の弾力性という部分が、13ページとかに出ております、経常収支比率のほうで書かれるということになっております。その中で、75%以下が望ましいということで指摘を受けております。一応、財政担当として、反論というか、弁明をさせていただきたいと思っております。

一応TPCを御覧の方もいらっしゃると思いますので、経常収支比率というのがどういうものかというのを簡単に説明したいと思っております。簡単に言いますと、経常的に入ってくる一般財源、これは何にでも使えるお金なんですけど、この中から経常的に支払う経費、これの割合を示すのが、経常収支比率というのになります。家計で例えますと、毎月10万円収入があるとしたら、家賃とか食費とかに7万5,000円使うと、こういった状況が、経常収支比率が75%ということになります。残り2万5,000円が、ちょっと余裕がある分ということになりますので、余裕が大きいほど財政状況はゆとりがあるというか、そういった形で評価される分になりますので、数字的には低いほうが当然望ましいというところは、間違いないというふうに思います。高森町の場合は、今回90%を超えておりますので、収入は10万円に対して、9万円以上支払っているということになると思うんですけど、一概にそういう見方をするのではなくて、7万5,000円は支払うけれども、収入が8万3,000円ぐらいの場合でも、実は経常収支比率というのは90%を超えることになります。

実は、町の収入は75%ぐらいは、国とか県からもらうお金がほとんどになりますので、国とかにかなり依存している部分が多いので、はっきり言って国にコントロールされている部分が多いというところがあります。実際、国のほうの、全国の経常収支比率の平均を見た場合でも、全国平均は90%を超えているという状況にありますので、なかなか町の努力だけでは、どうしようもない部分があるのかなというところは感じております。

もう一つ、繰上償還のこともお話が出ましたけれども、こちらは本町の場合は、交付税措置というものが大きい地方債を基本的に借り入れをしております。そういった部分については、なかなか交付税措置を見込んでおります関係で、なかなか繰上償還というのは、ちょっと難しいのかなというふうに考えております。ただ、経

費的な歳出のほうは、今後消費税増税とかもありますので、歳出削減のほうは、徹底していかなくてはいけないというふうに考えております。

以上になります。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。6番 芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） 芹口です。財政係長、大変財政のことにつきましては勉強されておまして詳しいというふうに思っております。ただ、財政判断をする上においては、一つの項目、一つの数字だけを見て判断するということは、非常に難しいわけでございますし、ただいま言われましたように、経常収支比率等につきましても、一応、主なものとして人件費、扶助費、公債費等がありますけれども、公債費等につきましては、この数値を見てみますと、後年度負担を伴います債務負担行為を含めた実質公債費比率、これを見ても好転をしております。ただ、私が考えるのは、この中で人件費、人件費の伸びが、今後、非常に経常収支比率の数値に影響を与えるというふうに思っております。今後、人件費の伸びにつきましては、ぜひ注視をしていただいて、財政的に負担とならないような、そういった措置についてお願いをしたいというふうに思っております。

それからもう1点でございますけれども、健康保険税について、先ほどから牛嶋議員からも質問がありましたけれども、この不納欠損額を見ますと、平成28年度が21件で216万6,000円、平成29年度が1件で17万2,423円、平成30年度は16件で732万7,041円ということになっております。どうしてこのように年度間によって開きがあるのか。また、平成30年度、特に16件の732万7,000円という多額の欠損処分をするに至ったのか。その理由についてお伺いをしたいと思いますし、また1件当たりの最高の不納欠損、いくらぐらいを1件当たりされたのか。その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤三治君） 財政課長 丸山雄平君。

○税務課長（丸山雄平君） 失礼いたします。芹口議員の御質問にお答えいたします。

まず、執行停止につきまして、先ほど申し上げました、滞納整理支援システムの導入によりまして、3年経過している分について、今まで確認の漏れが少しありまして、それについて平成30年度処理に持ってきている分がございます。金額にしまして、1件当たり一番大きなものになりますと195万4,601円。1件でかなり大きな金額になっております。100万円を超える件にしますと、3件ございます。145万5,830円、115万7,520円、1件当たりの金額がかなり大きくなってございます。その辺も影響してか、財産等の調査をした結果、本人さんた

ちの滞納に対する納付が難しいというところで、執行停止になっている分が主になります。以上です。

それと、先ほど牛嶋議員さんからの質問でお答えをしていなかった分がありましたので、ここに併せてお答えしたいと思います。町内居住者がいるかということでしたが、国民健康保険につきましては、原則住民票が高森町にある方、転出されたという方もいらっしゃいますが、ほぼ高森町居住者ということになります。以上です。

それとすみません、この席を借りましてもう1件。後藤議員さんが先ほど、未収入の増加傾向の理由ということをお聞きになられたところに、お答えしてなかったかと思いますが、今、主なところの検証はしている最中ではございますが、税務課のほうに回ってくる資料を見ますと、退職者がかなり多くなっております。これは多分地震後の影響もあるかと思いますが、それで特別徴収だった方が普通徴収になったりしまして、その方たちの納付が遅れているというのがかなり多くなっているかと思えます。

以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。6番 芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） 6番 芹口です。

この、不納欠損処分についての要件は、やはり税法とか民法によって、そういった規定に従ってされていると思いますけれども、やはり単に徴収不能ということのみによって、不納欠損するべきではないと思っております。債権の保持とか、債権の時効の消滅等につきましても、ぜひしっかりと取り組んでいただきまして、この不納欠損処分をするにあたりましては、慎重には慎重を重ねて、税の公平の上からもやっていただきたいというふうに思っております。

この収納状況を見ましても、収納率が今年度15.3%、前年度は14.2%ということになっておりますけれども、不納欠損をしなければ、やはり前年と同じ14.2%程度。また、収入未済額にも5,000万円を超える未済額があるわけでございますので、ぜひ滞納処理と一緒に、やはりこの不納欠損処分につきましても、慎重になるべく不納欠損を出さないような取組を、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、平成30年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 20分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（後藤三治君） 休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第6 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（後藤三治君） 日程第6、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） おはようございます。

報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標により、自治体財政の健全化を表すものでありますが、本町の平成30年度決算を見ますと、実質公債費比率だけが該当しており、その数値は、早期健全化基準25%に対して5.8%であり、早期健全化のための基準及び財政再生基準に下回っております。

また、簡易水道特別会計においても、資金不足比率は該当しておりません。

監査委員の御意見としても、特に指摘すべき事項はないということでありました。

以上、報告といたします。

○議長（後藤三治君） ただいま報告が終わりましたので、本件は報告事項であります
が、質疑があれば質疑を許可します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化
判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了します。

-----○-----

日程第7 議案第46号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤三治君） 日程第7、議案第46号、工事請負契約の締結についてを議題
とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 議案第46号、工事請負契約の締結について提案理由の説
明を申し上げます。

本契約は本町デジタル防災行政無線施設整備事業に係る工事請負契約でありまし
て、工事場所につきましては、町内全域となります。契約金額は6億6,220万
円であり、契約の相手方は、熊本市中央区水道町8番6号、日本電気株式会社熊本
支店、支店長木村雅晴氏であります。契約の方法はホームページの広告により応募
があった2社により、7月8日に行いましたプロポーザル方式による審査の結果に
よるものでございます。本契約は、予定価格が5,000万円以上の工事であり、
議会の議決に付すべき契約でございますので、地方自治法第96条第1項第5号の
規定により、議会の議決を経る必要があるため、議案を提出するものでございま
す。

事業内容としましては、現在設置しているアナログ方式の防災無線が、整備以来
約30年以上経過していることと、国の設定するアナログ方式の使用期限が迫って
いることにより、デジタル方式のシステムに更新するものでございます。町内に中
継局、再送信局等を設置し、全世帯への電波到達を確保するものでございます。

今後の整備スケジュールとしましては、今年度内に設計を行い、令和2年度内の
竣工を目指すものでございます。

御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明をいた
します。よろしく願いいたします。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行いま

す。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第47号 財産の取得について

○議長（後藤三治君） 日程第8、議案第47号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 荒牧久君。

○農林政策課長（荒牧 久君） こんにちは。

議案第47号で御提案いたしました財産の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

阿蘇高森オーガニック・アグリセンターにおきまして、6月の定例議会に補正第2号で、備品購入費として堆肥運搬車であります4トンダンプ1台、1,041万6,000円を計上し、議員の皆さまに御審議、御決定をいただいたところでございます。

今回、購入となります堆肥運搬車は、四輪駆動のダンプ形式でありまして、アルミブロック仕様の特別注文となっております。また、既存の堆肥運搬車に比べ、安全性、操作性、燃費性に優れ、馬力も20馬力大きくなっております。さらに、連動操作による堆肥の飛散防止を装備した環境に配備した車両であります。

令和元年度の単県事業であります、環境保全型農業総合支援事業の採択を昨年度に続きまして、2年連続で採択され、令和元年8月16日に仮契約を締結しております。その内容につきましては、物品名、中型トラック。契約金額1,034万円。契約の相手方、阿蘇郡高森町大字高森981番地5、有限会社高森モータース、代表取締役家入章雄氏であります。町内業者7者、うち1社辞退、6社による見積入札の結果によるものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定されており、また地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を経る必要があることから、今回提案したものでございます。

以上、財産の取得について御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第48号 高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（後藤三治君） 日程第9、議案第48号、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯実君。

○住民福祉課長（佐伯 実君） こんにちは。

議案第48号で御提案いたしました、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

この改正は、女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう、平成30年11月16日に住民基本台帳法施行令の改正、また平成31年4月17日の基本台帳事務処理要項の一部改正が、国によって行われております。このことによりまして、当町窓口で発行します各種証明において、本人の希望する旨の届けによりまして、旧氏を記載することで、名字の変更後も引き続き身分を証明するものとして利用いただけることとなっております。

今回の条例の一部改正につきましては、窓口発行の証明書の一つでございます印

鑑証明書についても、同様の旧氏を記載する対応をするために改正するものがございます。

新旧対照表を御覧ください。

条例第5条第2項第1号及び第2号、また第11条第1項第3号に、それぞれ旧氏を記載するための文言を追加させていただいております。なお、法改正の施行日が令和元年11月5日となっておりますため、今定例会におきまして上程したものでございます。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、御提案申し上げたものでございます。

御審議をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第49号 令和元年度高森町一般会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第10、議案第49号、令和元年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第49号で御提案いたしました、令和元年度高森町一般会計補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,396万6,000円を追加し、予算の総額を51億1,598万2,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

地方債補正について御説明をいたします。

こちらにつきましては、今年度起債を活用して実施する事業のうち、未計上分を1、追加で計上させていただきました。具体的には、後ほど歳出説明の際に申し上げますが、河川の護岸整備に係る事業分として2,700万円を借り入れる予定としております。また、非常備消防債につきましては、3、廃止で明記しております。過疎債及び辺地債の分を緊急防災・減災債として、借り換えるための追加となります。

2、変更につきましては、これまでの起債協議の状況及び、今後の起債協議予定により、それぞれの限度額を変更させていただいております。

続きまして、9ページを御覧ください。

歳入について、主なものを御説明いたします。

第11款第1項地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定に伴い、7,166万7,000円を追加いたしました。

続きまして、第15款第2項国庫補助金につきましては、各種事業の財源として、次のページになりますが、6,242万7,000円を計上させていただきました。

第16款第2項県補助金につきましては、国庫補助金と同様、各種事業の財源として1,460万6,000円を計上しております。

続きまして、11ページを御覧ください。

第19款繰入金につきましては、財政調整基金を1億4,403万5,000円減額いたしました。また、後ほど特別会計の補正で担当の課長さんより説明がありますが、それぞれの特別会計からの繰入金として、1,749万9,000円を計上しております。

第20款繰越金につきましては、平成30年度の決算が確定したことにより、今年度に繰り越すべき額8,272万円を計上いたしております。

続きまして、12ページをお開きください。

第22款町債の内容につきましては、先ほど地方債補正で御説明しましたとおりです。なお、今年度の借り入れの総額は、現時点で7億714万2,000円を予定いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、カラーでプリントいたしております補正予算概要書に沿って、主要事業のみ御説明を申し上げます。概要書の右上に番号を記載しております

ので、そちらを見ながら内容を御確認をいただければと思います。

概要書の番号1番、県・国補助活用事業の1番を御覧ください。

介護基盤緊急整備特別対策事業補助金について御説明を申し上げます。こちらにつきましても、介護予防の拠点として公民館のトイレをバリアフリー化したり、手すりの取り付けなどをする事業になります。こちらは全額100%県の補助金となっておりますが、事業を実施するにあたり、最低でも週1回の介護予防に係る活動を継続して実施するなどの条件をクリアする必要があります、今年度は要望のあった戸狩集会所と、大切畑公民館で実施予定でございます。

なお、今後も県の補助事業が継続される限り、各地区への周知を徹底し事業を実施してまいりたいと思っております。先ほど述べましたように、週1回の介護予防に係る活動を継続して実施するなどの条件がございますが、しっかり介護予防の推進をするためのストーリー性を持った取組を地域で行っていただくというところ、そこが一番大事になってきますので、担当の健康推進課のほうにも、議員さんも地域の代表でございますので、御相談をしていただければというふうに思っております。

番号2をお開きください。

畜産経営バックアップ事業補助金について御説明を申し上げます。こちらにつきましては、畜産農家の経営安定と、県内の肉用牛生産基盤の維持と拡大を図るため、県の補助事業を活用して実施する事業になります。具体的には、繁殖農家の離農原因の一つである傷病等での一時離農に対応するべく、地域ぐるみでサポート体制を構築して、傷病等にも営農継続できるようにするものでございます。これも、全額100%県補助金、補助となっており、今年度は南阿蘇肉用牛ヘルパー利用組合への助成として、機材や家畜の導入等を行う予定といたしております。

続きまして3番を御覧ください。

人・農地問題解決加速化事業について御説明申し上げます。こちらにつきましては、2021年の3月末までに人・農地プランの実質化に取り組むために、アンケート調査等を実施するものになります。人・農地プランの実質化の要件として、3つ記載しておりますが、今年度は①と②について実施予定としております。人・農地プランの実質化につきましては、国が2021年3月までという期限を設けました。これによって各種補助事業の活用の有無が決まってくるなど、農家の方々が不利益を被ることがないように、必ず実施すべき事業となります。こちらも、全額が熊本県の補助事業となっております。

番号4をお開きください。

羅漢山遊歩道整備事業について御説明申し上げます。こちらにつきましては、県の補助事業を活用して、老朽化した羅漢山遊歩道の手すりを改修する事業になります。現在の状況につきましても、写真を付けておりますが、舗装されていない未舗装部分と併せて見てお分かりになれるかと思いますが、非常に危険な状況となっておりますので、早急に整備する必要があるということで、今回計上をさせていただきました。この補助事業につきましては、通常100%、全額補助を得れる事業なのですが、それは認定は受けたんですが、今年度は熊本県内全域一律カットされております。内示額が申請額の80%となっております。しかし今後も同補助事業を活用し、この未舗装部分を順次整備していく予定といたしております。

番号5を御覧ください。

公立保育園民営化検討委員会について御説明を申し上げます。こちらにつきましては、多様なニーズに応じた保育の提供を行うため、公立保育施設の今後のあり方について、民営化等も踏まえた検討を行う委員会を設置する経費を計上させていただきました。今年度は委員会の設置、そして開催、また地元の方々への説明、アンケート調査等を予定いたしております。

番号6をお開きください。

河川護岸整備工事について御説明を申し上げます。こちらにつきましては、地域の安心・安全な暮らしを作るため、災害発生の予防と被害の拡大の防止を目的として河川の護岸を整備する事業になります。今年度は、護岸の侵食による耕作地が被害を受けているところの、河川のコンクリートブロック積みによる整備工事を計画しております。またこの起債につきましては、あらかじめ緊急自然災害防止対策事業計画というのを作らなければいけません。そして、それを作成して国土交通省から確認の通知を受けた事業のみが対象になります。今回の事業につきましては、7月に国から県を經由して、確認通知があったことを申し添えます。

番号7、8につきましては、今回新たに2名の地域おこし協力隊を募集をするための予算計上でございます。募集しても集まらないときが、多々、多いわけでございますので、引き続き募集をさせていただきたいということでございます。

以上、今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げますが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

先ほど、芹口議員のほうから、決算のことでアドバイスをいただきました。税の

徴収等に関しまして、今後もしっかり慎重にこれは行っていかなければいけないということは重々承知いたしておりますので、取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、収納係を作りまして、県からもOBの方に来ていただきまして、税務課もセクションとして一生懸命職員頑張っておりますので、どうぞ今後も議員さんも御指導いただければというふうに思います。

また、もう1点御指摘が、そしてアドバイスとして捉えておりますが、人件費が上がったということに関しましては、これは多分本田副町長が御就任なされた部分も多々あるかと思いますが、やはりその分特別交付税が、多分増えている部分というのもございますし、それは事業を持ってこられておりますので、そういうところも含めましても、人件費の今後の高揚につきましては、しっかり執行者として、また組織を預かるものとして、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、各常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第11 議案第50号 令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第11、議案第50号、令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん） こんにちは。

議案第50号で提案いたしました、令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,636万4,000円を追加

し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,601万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

10款繰入金につきましては、6月の職員異動によるもので、135万4,000円減額しております。

11款繰越金につきましては、1,072万5,000円を増額しております。これは、平成30年度分国民健康保険特別会計の繰越金額が確定したことによる増額でございます。

12款4項3目一般被保険者第三者納付金につきましては、692万3,000円を増額しております。これは令和元年5月8日開催、臨時議会で可決された第三者行為損害賠償請求訴訟和解金が入金されたことによる増額でございます。

続きまして、7ページをお開きください。

歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

9款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、一般被保険者の資格喪失などの保険税還付金でございまして、当初予定より多く発生しているため100万円を追加で増額しております。

9款3項1目一般会計繰出金につきましては、平成30年度分法定外繰入金の清算金として1,050万9,000円を計上したものでございます。

10款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 5 1 号 令和元年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第 1 2、議案第 5 1 号、令和元年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん） 議案第 5 1 号で提案いたしました、令和元年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ 3 4 3 万 3, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 7 0 6 万円とするものでございます。

6 ページをお開きください。

歳入予算について、御説明申し上げます。

4 款繰越金を 3 4 3 万 3, 0 0 0 円増額しております。これは、平成 3 0 年度分後期高齢者医療特別会計の繰越金額が確定したことによる増額でございます。

続きまして、7 ページを御覧ください。

歳出予算について、御説明申し上げます。

4 款 2 項 1 目一般会計繰出金を 2 2 万円計上しております。平成 3 0 年度後期高齢者医療特別会計決算に伴う、事務費精算金でございます。

5 款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 1 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第13 議案第52号 令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第13、議案第52号、令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん） 議案第52号で提案いたしました、令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ5,294万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,174万2,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算について、御説明申し上げます。

6款繰入金につきましては、6月の職員異動によるもので、429万3,000円増額しております。

7款繰越金につきましては、4,865万5,000円増額しております。これは、平成30年度介護保険特別会計の繰越金額が確定したことによるものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

7款1項2目償還金につきましては、平成30年度介護給付費等負担金の国・県及び支払基金への精算分を1,587万7,000円増額しております。

同じく、7款3項1目他会計繰出金につきましては、平成30年度介護給付費等の町へ精算分を677万1,000円増額しております。

8ページお開きください。

8款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第14 議案第53号 令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第14、議案第53号、令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） こんにちは。

議案第53号で御提案いたしました、令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、平成30年度から繰越金確定により補正するものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ265万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億7,241万2,000円とするものでございます。

歳入につきまして御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

第5款繰越金につきまして、平成30年度からの繰越金が確定いたしましたので、当初予算計上の差額265万2,000円計上しております。

次に歳出について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

同じく、第4款予備費につきまして、同じく265万2,000円を減額補正としております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

○議長（後藤三治君） 正午になりましたが、続けたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

-----○-----

日程第15 議案第54号 令和元年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第15、議案第54号、令和元年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） 議案第54号で御提案いたしました、令和元年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の補正は、平成30年度からの繰越金の確定に伴う補正を行うものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ53万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,699万2,000円とするものであります。

歳入について御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

第3款繰越金につきましては、繰越金額が確定しましたので、当初予算額との差額53万7,000円を減額計上いたしております。

次に歳出について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

第2款予備費につきまして、繰越金53万7,000円を減額計上しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第16 議案第55号 令和元年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第16、議案第55号、令和元年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） こんにちは。

議案第55号で提案いたしました、令和元年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、既定の予算に歳入歳出それぞれ4,343万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,598万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算につきまして、説明申し上げます。

第2款繰入金につきまして、第1節基金繰入金に自治体基金繰入金として4,343万円を追加しました。これは平成30年度の損失補填金の確定によるものでございます。

続きまして、7ページ、歳出予算につきまして、説明申し上げます。

第1款事業費、第1項第1目鉄道経営対策事業費、第19節の負担金補助及び交付金につきましては、基金繰入補助金としまして、歳入と同額の4,343万円を追加しております。

以上、今回提案しております補正予算につきまして説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。これで説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、総務文教常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第17 休会の件について

○議長（後藤三治君） 日程第17、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

9月14日から9月19日までは休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、9月14日から9月19日までを休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（後藤三治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後0時08分